

E P P 素性と不定詞補文の素性照合

小 林 敏 彦

Abstract:

In recent studies within the framework of the minimalist program, it has been proposed that PRO has null Case and only the non-finite Tense INFL of Control complements licenses its Case-feature, while the non-finite Tense INFL of ECM complements does not. I argue against this idea that the EPP-feature checking with infinitival complements suffices for the convergent derivations of both ECM and Control constructions without stipulating null Case.

Keywords ; ECM constructions, Control constructions, PRO, null Case, EPP-feature.

0. はじめに

(1) のような文は、統率・束縛理論において、補文内の主語に対する格標示が θ 標示を伴わないという点で例外的格標示 (Exceptional Case Marking: 以下 ECM) 構文と呼ばれてきた。

(1) John believes [her to be an honest girl].

Chomsky (1986) は, *believe* などの ECM動詞は, その選択特性として, CP または IP のいずれかを補部として選択できるとして, IP が選択された場合は (1) のような例外的格標示構文となり, CP が選択された場合は (2) のような文になるとする。

- (2) John believes [that she is an honest girl].

これに対して Chomsky (1992) の格照合理論によると (1) の補文主語に対する格の認可（格照合）は通常の目的語と同様になされることになり, もはや例外的格標示ではなくなった。つまり, 補文内主語が LFにおいて主文 AgrOP の指定部に移動して, 通常の他動詞の目的語と同じ様に, 目的格を照合されるのである。

また, (4) のようなコントロール構文は, コントロール動詞 *try* が CP を選択するので不定詞補文内の主語である PRO が統率されないとされていた。しかしながら, このようなコントロール構文についてもミニマリスト・プログラムの枠組みにおいて新しい提案がされている。つまり, PRO は null Case を持っており, 不定詞補文の主語位置で非定形の INFL によってその (null) Case を照合される。一方, ECM構文の不定詞補文の主語位置はいかなる格も認可されない位置である。(3) と (4) の対比, つまり, (3)の ECM構文では補文主語位置に顕在的な NP は生じるが PRO は生じることができず, 一方, (4) のコントロール構文では補文主語位置に PRO は生じることができるが顕在的な NP は生じ得ないという違いは, コントロール構文と ECM構文の補文のこのような違いによって説明されている (Chomsky and Lasnik 1993; Martin 1992; Lasnik 1993)¹。

- (3) a. * Mary believed PRO to work hard.
b. Mary believed John to work hard.

- (4) a. Mary tried PRO to work hard.
b. *Mary tried John to work hard.

しかしながら、このような分析では、非定形の INFL に (null) Case を照合するものとそうでないものという 2 種類の INFL を認めることになる。本稿では、この null Case 分析の妥当性を検討することとする。以下、第 1 節で null Case 分析について概観し、次に第 2 節でその問題点を指摘する。そして第 3 節で null Case を仮定することなく (3)-(4) の違いを説明することが可能であるということを議論する。

1. Null Case 分析

Chomsky (1993) のミニマリスト・プログラムの枠組みでは、NP の構造格の素性は指定部—主要部の一致によって認可されなければならず、認可されない格素性を持つ NP は非合法的な LF 要素となる。

Chomsky and Lasnik (1993), Lasnik (1993) は PRO も構造格を持っており、指定部—主要部の関係で非定形時制の INFL によって照合されなければならないとする²。

- (5) PRO must be Case-marked with 'null' Case, where null Case is licensed by (certain instances of) non-finite Tense (Lasnik 1993).

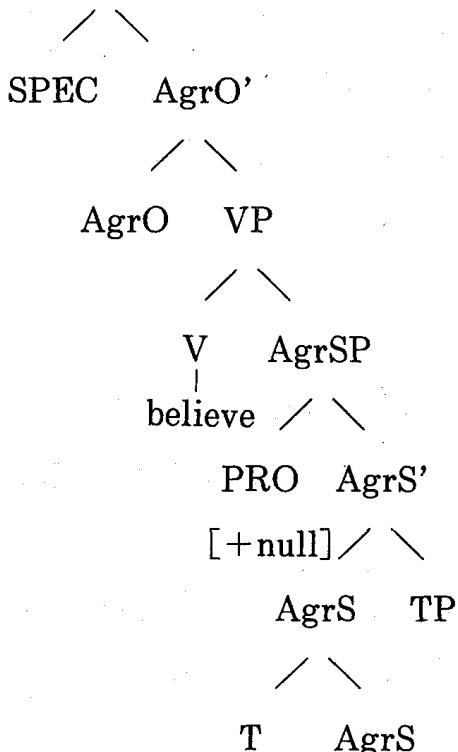
ここで、Lasnik (1993) は、少なくとも英語において、null Case を認可する非定形時制の INFL (non-finite Tense INFL) とそうでない非定形時制の INFL の違いを仮定している。つまり、コントロール構文の非定形 INFL は null Case 素性を持つが、ECM 構文の非定形 INFL は null Case 素性を持たないと議論する。

そこで、(3a) の非文法性は、believe の非定形補文の複合主要部 T-AgrS がその指定部にある PRO の null Case を認可できないという事実によるこ

とになる ((3a) は (6) のような構造になる)。

(3a) * Mary believed PRO to work hard.

(6) AgrOP

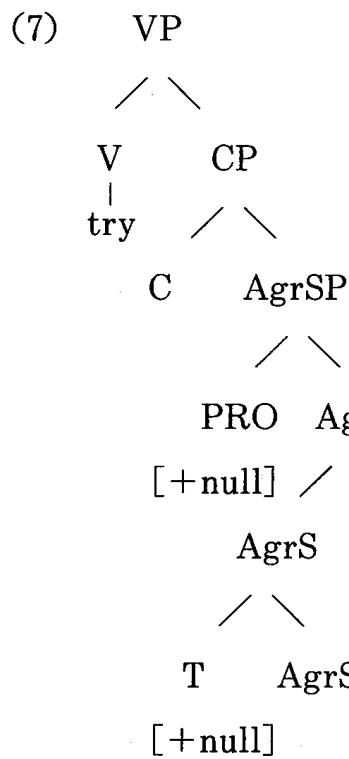


PROが主文の AgrOP の指定部に上昇したとしても、その位置で認可されるのは対格であるので、PROの null Case はやはり認可されずに破綻する。

(4a-b) の対比について見てみると、(4a) は (7) の構造になる (Chomsky and Lasnik 1993)。

(4) a. Mary tried PRO to work hard.

b. * Mary tried John to work hard.



この構造において、PROはAgrSに移動した不定詞のT(+null)によって、格を照合される。それゆえ(4a)は文法的となる。一方、(4b)の場合、コントロール補文の指定部の位置は顕在的なNP *John*が占めており、不定詞のINFLのnull Caseは照合されずに、LFで非合法的な要素となり、派生が破綻する³。

2. Null Case 分析の問題点

前節で見た null Case 分析にはいくつかの利点がある。第1に、null Case 分析によると、PROも格を持たなければならないという点で、格理論におけるPROと顕在的な項との非対称性を取り除くことができる。したがって、可視性の条件 (Visibility Condition) を離接的に定式化する必要がない (Chomsky and Lasnik 1993)⁴。第2に、PROも格を持つとすれば、他の顕在的な項と同様に、非格位置からその格を認可される位置へ移動することが許され、格を認可される位置からの移動は許されないという帰結が得られる⁵。

次の例文を見てみよう。

- (8) a. *We never expected [there to be found PRO].
b. We never expected [PRO to be found *t*].

(Chomsky and Lasnik 1993)

- (8a) は P R O がその位置では格を認可されないために非文となっている。
(8b) は P R O が顕在的統語論 (overt syntax) において非格位置から格を認可される位置に移動してそこで null Case を照合される事になり、派生が収束する。

このような利点はあるが、null Case 分析を採用すると、既に述べたように、null Case を認可する不定詞の INFL とそれを認可しない不定詞の INFL の 2 種類の非定形の INFL を認めることになる。つまり、非定形の INFL は null Case を認可するが、ECM補文の非定形 INFL はそれを認可しないということであり、ECM動詞の不定詞補文について例外的な扱いをすることになる。

次に、Lasnik (1993) は、null Case 分析によると、(9)-(10)における P R O と N P 痕跡との相補性について自然に説明できるとする。

- (9) a. John is believed [*t* to be noisy]
b. *It is believed [PRO to be noisy]
(10) a. *John is preferred [*t* to be noisy]
b. It is preferred [PRO to be noisy]

つまり、(9) の不定詞節の主語の位置は彼の提案では非格位置であるので、(9a) においては *John* の繰り上げが駆動され、(9b) においては P R O が許されない。一方、(10) の埋め込み文の AgrSP の指定部は null Case が認可される位置であるので、(10b) では P R O が許され、(10a) では顕在的な N P

やその痕跡が許されない。

しかしながら、このような説明に対して、Park & Oh (1994) は次の例文を示して、コントロール補文の Tだけが null Case を認可することを支持する説得力のある議論にはならないと指摘する。

- (11) a. *It was preferred to go.
b. *It was wanted to go.
c. *It was tried to go.

(Haegeman 1991)

Lasnik (1993) の分析によると、(11) の例文は全て P R O の null Case がコントロール補文の null Case 素性によって認可されるので、事実とは異なって、適格になるはずである。Haegeman (1991) に示されているように、(11) のような主語コントロール動詞は一般的に受動化できないとすると、Lasnik の分析は維持できないことになる。

3. E P P 素性と不定詞補文内の素性照合

Maranz (1995) は (12) のような ECM 構文において、*John* の補文の V P 内からその AgrSP の指定部への移動に関して、不定詞の時制は P R O であれ明示的な要素であれ、AgrSP の指定部において D P の素性を照合しなければならず、その素性は SPELL-OUT の前に主語がこの位置に移動するためには強素性でなければならないとして、その非定形の時制の強素性は E P P 素性であると示唆している。

- (12) I [ACC [believe [John_i [to have been chosen _{t_i} for the job]]]]]

さらに、Chomsky (1995) は、英語においては、T は（不定詞節の場合も含めて）全て強い D 素性である E P P を持つとしている⁶。

このように、TがEPP素性を持っており、それを強いD素性によって照合（そして消去）されなければならないとすると、2節においてnull Case分析のもとで収束するとされた(8b)は、(12)の*John*の移動と同様にEPPを満たすためであると考えることが可能であり、PROだけが持つとされるnull Caseを措定する必要がなくなる。

- (8) b. We never expected [PRO to be found *t*].

そうすると、(8a)はどのようにして排除することが可能であろうか。

- (8) a. *We never expected [there to be found PRO].

Chomsky (1995)は、虚辞(*there*)は格を欠いており、(13a-c)のような文において格を与えるassociateが存在しなければならないとする⁷。

- (13) a. there is a book on the shelf
b. there arrived yesterday a visitor from England
c. I expected [there to be a book on the shelf]

これが正しいとすれば、(8a)は、PROがそれ自体格素性を欠いているので*there*のassociateになれず、その構造において虚辞*there*のassociateが存在しないことが非文法性を説明することになる。このように、(8a)の非文法性についても、PROの格の認可に訴える必要はない。つまり、PROはTのEPP素性を照合・消去する範疇素性（強いD素性）を持つとすれば、そこにいかなる格素性も認める理由がなくなる。

このように考えると、(3)-(4)のECM構文とコントロール構文の違いについても、コントロール動詞の場合だけTが(null)Caseを照合するという例外を措定することなく自然に説明することができる。

- (3) a. *Mary believed [_{IP} PRO to work hard].
 b. Mary believed [_{IP} John to work hard].
- (4) a. John tried [_{IP} PRO to be honest].
 b. *John tried [_{IP} Bill to be honest].

つまり、(4a-b)において、PROとBillはそれぞれ不定詞補文の主語位置(つまり、IPの指定部の位置)においてそのIP(=T)のEPP素性を照合(そして消去)する。コントロール動詞tryは照合(そして消去)されなければならぬ格素性を持っていないので、(4a)においてはその照合は全てなされ、収束する。一方、(4b)では、明示的なNPであるBillは格素性を持っているが、その格素性によって照合される素性が存在しないために破綻する。(3a-b)においても、それぞれPROとJohnは不定詞補文の主語位置においてIPのEPP素性を照合する。(3a)では、believeの格素性[+acc]を照合する明示的なNPが存在しないため、その格素性がLFに残り破綻するが、(3b)ではJohnによってその格素性が照合(そして消去)され、その派生が収束する。

4. 結び

本稿では、第3節で議論したように、TのEPP素性の照合を考えれば、PROが(null)Caseを持つと仮定することなく、ECM構文とコントロール構文の統語的な違いを捉えることができ、さらにコントロール構文の非定形INFLのみが(null)Caseを認可するという例外を取り除くことができるということを示した。

注

1. Park and Oh (1994) は, null Case 分析を採用すると, (少なくとも, Chomsky and Lasnik 1993, Lasnik 1993 の枠組みにおいて) 指定的な CP / IP (または AgrSP) の区別をする必要がなくなり, ECM補文とコントロール補文のいずれも CP として分析することが可能になると述べているが, Bošković (1995) は, 一方, 明示的な補文標識を持たない不定詞補文は全て IP であると議論している。Chomsky (1994) の裸句構造 (Bare phrase structure) を仮定すれば, null Case 分析とは関わらず, 不定詞補文は IP (または AgrSP あるいは TP) として分析されることになる。null Case 分析を採らない本稿第3節での議論でも, CP / IP の区分は必要ではなく, ECM補文とコントロール補文のいずれも IP として分析される。
2. Chomsky and Lasnik (1993) では, 非定形のINFLは一般に指定部-主要部の一致によって null Case を照合するとされていたが, Martin (1992) では, コントロール動詞のTは [+Tense, -Finite] で, ECM動詞のTは [-Tense] とし, [+Tense, -Finite] のTだけが null Case を照合できるとしている。Lasnik (1993), Chomsky (1995) でもこの Martin の考えを採用している。
3. Lasnik (1993) は (i) の違いを, コントロール補文のTと ECM補文のTの違いを指す証拠の一つとしてあげている。
 - (i) a. John tried to be courageous, and Mary tried to also.
b. *I believe John to be courageous, and I believe Mary to also.

Lasnik (1993) はコントロール補文のTは ‘semantically rich’ であり, VP省略を認可するのに必要な何らかの ‘syntactic richness’ を持っていると考える。Park & Oh (1994) は, この説明は (ia-b) の違いについては明確にしていないと述べている。ただし, これに関しては, Martin (1992), Bošković (1995) 等を参照されたい。
4. Chomsky and Lasnik (1993) は PROが格を持たない, つまり非格位置に生じるとした場合, 可視性の条件は (i) のように離接的に定式化されることになるが, null Case を仮定すると (ii) のように簡単にできるとする。
 - (i) A chain is visible for θ -marking if it contains a Case position (necessarily, its head) or is headed by PRO.
 - (ii) A chain is visible for θ -marking if it contains a Case position (necessarily, its head, by Last Resort).

5. Null Case 分析を採れば、PROの定理を立てる必要がなくなり、その結果、統率(government)の概念を理論から完全に取り除くことが可能になるということもその利点の一つとされているが、本稿第3節の議論では、PROのnull Caseを仮定しなくても、統率の概念は必要ではない。
6. TがEPP素性を持っており、顕在的統語部門においてそれを照合・消去されなければならないという考えは、Ura (1996) 等においても採られている。
7. Chomsky (1995) はこのように考えて、Belletti (1988) のpartitive Case theoryを採用しないとしている。

参考文献

- Belletti, A. 1988. The case of unaccusatives. *Linguistic Inquiry* 19, 1-34.
- Boskovic, Z. 1995. Principles of economy in nonfinite complementation. Doctoral dissertation, The University of Connecticut.
- Chomsky, N. 1993. A minimalist program for linguistic theory. In *The view from building 20: Essays in linguistics in honor of Sylvain Bromberger*, ed. K. Hale and S. J. Keyser, 1-52. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Chomsky, N. 1994. *Bare phrase structure*. MIT occasional papers in linguistics #5, Cambridge, Mass.: MITWPL.
- Chomsky, N. 1995. *The minimalist program*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Chomsky, N., and H. Lasnik. 1993. The theory of principles and parameters. In *Syntax: An international handbook of contemporary research*, ed. J. Jacobs, A. von Stechow, W. Sternefeld, and T. Vennemann. Berlin: de Gruyter.
- Haegeman, L. 1991. *Introduction to government and binding theory*. Oxford: Basil Blackwell.
- Lasnik, H. 1993. *Lectures on minimalist syntax*. UConn occasional papers in linguistics #1, Cambridge, Mass.: MITWPL.
- Marantz, A. 1994. The minimalist program. In *Government and binding theory and the minimalist program*, ed. Gert Webelhuth, 349-382. Oxford: Basil Blackwell.

- Martin, R. 1992. On the distribution and case features of PRO. Ms., University of Connecticut.
- Park, S-H., and E. Oh. 1994. On the case feature of the infinitival INFL. In *Explorations in generative grammar*, ed. Y-S. Kim et al, 491-517. Seoul: Hunkuk Publishing.
- Ura, H. 1996. Multiple feature-checking: A theory of grammatical function splitting. Doctoral dissertation, MIT.